



秋田県青少年交流センターの使用について

1 次のいずれかに該当する場合は、秋田県青少年交流センター（以下センターという。）の使用はできません。また、当日にそうした使用があった場合には許可を取り消します。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる場合。
- (2) 管理上支障があると認められる場合。
- (3) 団体等又は使用目的が確認できない場合。
- (4) 使用許可にかかる目的等の内容を改ざんした場合。
- (5) 施設、備付器具をき損するおそれがあると認められる場合。
- (6) 営利を目的、又は目的とするおそれがあると認められる場合。
- (7) 宗教活動と認められる場合。

＜例＞特定の宗教団体が、不特定多数に布教活動を行う使用のとき。

- (8) 政治活動と認められる場合。

＜例＞特定の政治団体が、不特定多数に政治活動を行う使用のとき。

- (9) 上記以外の場合であっても使用目的等を確認した上で、使用許可の可否を決定することがあります。

2 次の行為については、必ず事前にその内容を届け出てください。

- (1) 使用許可を受けた研修室等の室内以外に、ポスター、看板、懸垂幕、旗、チラシ等を掲示し、掲揚し又は配布したいとき。
- (2) 講演会に付帯する書籍等の販売、寄附金の募集その他類する行為をしたいとき。
- (3) 営利目的で写真、動画又は映画の撮影をしたいとき。

3 使用上の注意

- (1) 使用時間はお守りください。使用時間には準備や後片付けも含まれます。
- (2) 使用後は元の状態に復元するとともに、職員の点検を受けてください。
- (3) 施設、設備、備品等に異常を発見した場合、又は破損した場合は、速やかに職員に連絡してください。
- (4) 防音設備はありませんので、周囲に迷惑となるような使用はできません。
- (5) 廊下及びホール等の共用スペースでの食事はご遠慮ください。
- (6) 施設内及び敷地内でのアルコール類の摂取や喫煙はできません。（青少年交流センターの外周・駐車場を含む。）
- (7) 虚偽の申請であることが判明した場合、承認後であっても、承認を取消すことがあります。
- (8) その他、センターが特に指示したことは厳守してください。